

食安輸発0808第1号
平成25年8月8日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産ひよこ豆)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年8月7日付け食安輸発0807第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、インド産ひよこ豆からアフラトキシンを検出したことから、同通知別表1のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ひよこ豆		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。